

○治道櫟本用水施設管理費補助金交付要綱

平成9年3月1日

最終改正 令和4年1月13日

(趣 旨)

第1条 知事は、県営治道櫟本用水改良事業により造成された土地改良財産のうち、高い公共性を有し、高度な管理が要求される揚水施設（パイプラインその他次条の表に定めるものをいう。）の適正な維持管理を行うため、白川溜池土地改良区連合（以下「連合」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする、

補助対象施設	補 助 対 象 経 費	補助金の額
・水制御施設 ・パイプライン ・子局舎等 ・管理棟	・施設設備整備点検費 ・非かんがい期の管理に要する経費 (電気代・保険料・NTT専用回線使用料等)	当該経費の 2分の1以内

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、治道櫟本用水施設管理費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「補助申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助指令)

第4条 知事は、補助申請書を受理した場合において、審査の上適当と認めるときは、連合に対し、補助を指令するものとする。

2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した連合が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の変更申請)

第5条 補助の指令を受けた連合は、補助の指令に係る管理計画の内容について変更しようとするときは、治道櫟本用水施設管理費補助金変更交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 管理計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 変更理由書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(完了届の提出)

第6条 補助の指令を受けた連合は、補助事業が完了したときは、遅滞なく完了届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理実績書（別紙3）
- (2) 収支精算書（別紙4）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(完了検査)

第7条 知事は、完了届を受理したときは、当該補助事業について完了検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、完了検査の結果適当と認めるときは、補助の指令を受けた連合から提出された補助金交付請求書（第4号様式）に基づき、補助金を交付する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、改正後の要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。